

液化石油ガス製造施設自主保安強化
事業費補助金交付要綱

（趣 旨）

第 1 条 県は、一般社団法人埼玉県 L P ガス協会（以下「協会」という。）が、自主保安体制の確立と事故防止対策の推進を図ることを目的とし、かつ県が行う立入検査と同等の自主的な液化石油ガス製造施設の保安検査を実施した場合は、当該事業に要する経費につき、協会に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定 義）

第 2 条 この要綱において「自主保安体制の確立と事故防止対策の推進を図ることを目的とし、かつ県が行う立入検査と同等の自主的な液化石油ガス製造施設の保安検査」とは、高圧ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号）の趣旨に基づき協会が行う第 1 種製造業者の液化石油ガス製造施設の保安検査をいう。

（補助対象事業及び補助率）

第 3 条 補助金の対象となる事業経費及び補助率は次のとおりとする。

事 業	経 費	補 助 率
液化石油ガス製造施設 自主保安検査	保安検査員の手当 及び旅費	$\frac{1}{2}$ 以内

（申請書の様式等）

第 4 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年 8 月 3 1 日とし、その提出部数は 1 部とする。

（記載事項）

第 5 条 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 同項第 5 号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

- （ 1 ）前年度事業実績報告書
- （ 2 ）前年度収支決算書
- （ 3 ）本年度事業計画書
- （ 4 ）本年度収支予算書
- （ 5 ）保安検査員名簿（資格取得年月日、氏名、年齢）
- （ 6 ）会員名簿

(暴力団排除に関する誓約)

第6条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす
る。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行状況について、
当該要求に係る事項を書面で、知事に報告しなければならない。

また、第2条に定める保安検査を実施し、基準不適合の事業者が確認された場
合は速やかに県に報告すること。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、次に掲げる事項を
記載した書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業の成果表

(2) 補助事業に要した経費の精算書

2 前項の報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の廃止、事業年度完了の場
合を含む。）後10日以内とする。

(確定通知の様式)

第10条 規則第14条の補助金等の額の確定を通知する文書の様式は、様式第4号のと
おりとする。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、か
つ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の目の属する会計年度の翌
会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和48年7月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 2 3 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 2 7 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 2 1 日から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

液化石油ガス製造施設自主保安強化事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

事務所の所在地

名称及び代表者氏名

下記により液化石油ガス製造施設自主保安強化事業費補助金の交付を受けたいので、
補助金等の交付手続き等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

高圧ガス保安法の趣旨に基づき、自主保安体制の確立と事故防止対策の推進を図る
ことを目的とし、かつ県が行う立入検査と同等の液化石油ガス製造施設の自主的な保
安検査を実施する。

2 交付を受けようとする補助金の額

金 円

3 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎

別紙 (1) のとおり

4 補助事業完了予定期日

年 月 日

5 補助事業遂行に関する計画書

補助金の額の算出基礎

項 目	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
保安検査員の 手 当	_____円 × _____人 × _____日 = _____円	_____円 × $\frac{1}{2}$ = _____円
保安検査員の 旅 費	_____円 × _____人 × _____日 = _____円	_____円 × $\frac{1}{2}$ = _____円
計	_____円	_____円

液化石油ガス製造施設自主保安強化事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請の液化石油ガス製造施設自主保安強化事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 補助金の対象となる事業及びその内容

年 月 日付けで申請のあった液化石油ガス製造施設自主保安強化事業費補助金交付申請書のとおりとする。

2 交付金額 金 円

3 支払方法 精算払とする。

4 条 件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

液化石油ガス製造施設自主保安強化事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

事務所の所在地
名称及び代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた液化石油ガス製造施設自主保安強化事業の 年度における実績について補助金等の交付
手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告しま
す。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 補助事業の成果 別紙成果表のとおり
- 5 補助事業に要した経費の精算に関する事項
別紙精算書のとおり

液化石油ガス製造施設自主保安強化事業費補助金交付確定通知書

化保第 号
令和8年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け化保第 号で交付を決定した冷凍設備自主保安強化事業費補助金については、令和 年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定します。

記

- 1

交付決定額

金

円
- 2

確定額

金

円